

第28回北方領土問題対策協会分科会議事録

1. 日 時 : 平成25年2月14日(木) 13:57~14:55
2. 場 所 : 中央合同庁舎第4号館 全省庁共用1214特別会議室
3. 出席委員 : 上野分科会長、渡邊委員、石川委員、大隈委員
4. 議事次第 : (1) 開 会
(2) 北方領土問題対策協会第3期中期目標(案)について
(3) 今後のスケジュール
(4) 閉 会

○上野分科会長 予定より少し早いのですが、お集まりの予定の方は皆さんおそろいになりましたので、始めさせていただきます。

本日はお忙しい中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。

内閣府独立行政法人評価委員会令第6条の定足数の要件を満たしておりますので、有効に成立していることを確認いたしました。

ただいまから第28回独立行政法人「北方領土問題対策協会分科会」を開催させていただきます。

本日の議題は、独立行政法人北方領土問題対策協会の、まだ現在では案でございますが、第3期中期目標(案)について審議したいと思います。

独立行政法人通則法第30条第3項に、主務大臣は中期目標を定めるに当たり、評価委員会の意見を聞かなければならないとございます。本件につきましては、来る19日、来週になりますが、評価委員会でも御審議いただくこととなります。

それでは、まず第3期中期目標(案)につきまして、事務局から御説明をお願いいたします。あわせて総務省の政独委から出されました勧告の方向性及び主務大臣の見直し案についても御説明をお願いしたいと思います。

よろしく申し上げます。

○山崎事務官 内閣府北方対策本部の山崎と申します。

本日は、お忙しいところお集まりいただき、ありがとうございます。

まず、資料の確認からさせていただきます。お手元の配付資料をご覧ください。

今回は資料が少なく、お送りしたものと一緒なのですけれども、右肩に「資料1」とついているもので「独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について」という3枚紙でございます。

次に「資料2」とありまして、内閣府、農林水産省のクレジットで「独立行政法人北方領土問題対策協会の組織・業務の見直し案」ということで、2枚紙でございます。

3番目に資料3として、第3期中期目標（案）がございます。

資料4として、こちらは横書きになっておりますが、新旧の比較表でございます。

資料5が1枚紙で、今後の2月、3月の委員会の予定になっております。

以上、おそろいでしょうか。

それでは、私のほうからまず、政独委から出された勧告の方向性と、1月に出しました見直し案について説明いたします。その後、当方の参事官、吉住のほうから中期目標の内容について御説明させていただきたいと思っております。

それでは、資料1の勧告の方向性をご覧ください。2ページ目から説明させていただきます。

独立行政法人通則法に基づきまして、総務省に置かれております政策評価・独立行政法人評価委員会のほうから出されたものでございます。

勧告の方向性のポイントとしましては、2ページ目の①②とありますが、北対協の重要な事業の一つであります啓発事業に対して、①は国民の関心度を測って事業の改善に用いなさいということで、読み上げます。

① 北方領土問題に関する国民世論が全体としてどの程度形成されているかについて、例えば、年代別・性別・地域別等の複数の視点から多角的に国民の関心度を測定・分析することにより、啓発事業の改善に資するものとする。

と書かれておまして、一つここで皆さんに御紹介しておきたいのは、この勧告の方向性を出すに当たって、政独委の先生方とのヒアリングを重ねていく中での合意なのですが、この文言は、だからといって北対協に対して国民世論調査をしろという書き方ではなくて、今まで県民会議が行う県民大会とか、研修に参加した人だけとか、そういうアンケートだけを用いて事業の改善を考えるのではなくて、例えばフリースペースでやるような事業において、不特定多数の人からとるようなアンケートも用いてやったほうがいいのではないかという問題意識で書かれたものであります。

次に、

② 啓発事業を幅広く展開するために、北方領土問題への関心が薄いとされる若年層やこれまで協会が実施してきた取組に参加していない層に対する啓発事業を重点的に行うものとし、これらの層に対しては、ICTや民間のノウハウを活用して積極的に働きかけるものとする。

とあります。

こちらの問題意識も、先ほど申し上げたことと同じ部分もあるのですが、今までずっと啓発事業をやってきて、それでもなお無関心な層というものもある。そういった人たちや、ずっと言ってきたことですが、若年層に対してどうやって興味関心を惹きつけていくのかを、さまざまな手段が出てきていますので、ITではなく双方向でやりとりできるICTだとか、もっと民間のノウハウを使って積極的にやっていってくださいという指摘です。

次のページをお願いします。啓発事業と並んで北対協の重要な業務の一つであります、

融資事業につきましても勧告の方向性で指摘がされました。夏の分科会でも先生方に御紹介して御相談したところではあるのですが、融資事業の対象者について、今、法律が目的としております1世代の生活の安定よりも、融資資格の対象はどうしても2世、3世に移ってくるのではないかと。そういった実態に合わせて、法の趣旨に則って融資事業をきちんと、融資メニューだとかそういったものを見直していくようにという指摘でございます。

次に「第2 業務全般に関する見直し」とありますが、これは全法人に共通して書かれているもので、現在も項目別評価に入っていますが、内部統制をさらに充実させること。

毎年度の運営費交付金の算定については、運営費交付金債務残高の発生にも留意した上で、厳格に行うものとする。

「3 平成23年度決算検査報告」の指摘も踏まえた見直しを行うものとする。

その他既存の閣議決定等に示された政府方針に基づく取組について、着実に実施するものとするがあります。

これは各法人に共通のもので、北対協もこの方針に沿ってやっていきたいと思っております。

勧告の方向性を踏まえまして、次に資料2なのですが、内閣府、農林水産省の連名で見直し案を作成いたしました。内容はほとんど同じですので、重複するところの説明は省かせていただきます。

「1 効率的・効果的な啓発事業の実施」というところは、先ほどの勧告の方向性と同じですので割愛させていただきます。融資も同じです。

「3 四島交流事業の見直し」とありますが、夏に事務・事業の見直し当初案として御紹介させていただきましたとおり、四島交流事業も20年を迎えまして、在り方を見直していくことを政府としても考えております。その方針に従って、北対協も実施主体として体制の整備や交流手法の見直し、交流成果の更なる活用を考えていくように目標で定めるものです。

「第2 業務全般に関する見直し」について、1、2、3は先ほどと同じなのですが、4番は夏の分科会で上野先生から御指摘いただいたところで、職員のロシア語習得を推進するとともに、定員の関係など厳しい面はあるのですが、非常勤などで職員を採用する際には、ロシア語のスキルも考慮した募集を行うものとするを入れさせていただきました。

以上、簡単ではありますが、これまでの勧告の方向性、業務の見直し案について、大まかなポイントを説明させていただきました。

次の資料なのですが、当方参事官、吉住から説明させていただきます。

よろしく申し上げます。

○吉住参事官 北方対策本部参事官、吉住でございます。

資料3、4とございまして、資料4を中心に説明させていただきますが、先に資料3の次期中期目標（案）のポイントについて、簡単に説明させていただきたいと思っております。

資料3とありますが、基本的には今、当方の山崎から説明いたしましたように、勧告

の方向性、組織・業務の見直し案に基づいて今回の中期目標（案）を修正させていただいているというものでございます。

この中期目標（案）のポイントでございますが、まず啓発事業、四島交流事業、融資事業の3つの柱がございますが、1つ目の啓発事業といたしまして、2ページ目の3の（1）の①の下から2段落目の2行目のところですが、実施事業の啓発効果について今中期目標期間に検討した新たな指標も活用し、複数の視点から多角的に国民の関心度を測定・分析した上で、啓発事業の改善に資するものとする。これが一つのポイントであると考えております。

次のページ「③ 北方領土問題にふれる機会の提供」がございます。北方領土問題への関心が薄いとされる若年層や、これまで協会が実施してきた取組に参加していない層に対する啓発事業を重点的に行うものとし、ICTや民間のノウハウを活用して参加しやすい機会の提供等を通じて、積極的に働きかけるものとする。これが2つ目の大きな柱だと考えております。

四島交流事業について、下の（2）でございます。「なお」のところでございますが、政府、要は内閣府と外務省、それから関係団体、実施団体におきまして、現在20年間続いてきました四島交流事業についての見直しを検討しておるところでございますが、この方針を政府におきましては、春頃、ゴールデンウィークぐらいまでには何とかまとめたという方向で今、検討しておるわけでございますが、この方針が示された際には当然主要な実施主体は北対協でございますので「その方針に基づき、体制の整備、交流の手法の見直し及び交流成果の更なる活用に努める」というものを入れさせていただいております。

次のページの一番上、もう一つの柱の融資事業でございます。事業結果の把握・検証とそれに基づく融資メニューの見直しの検討を行うという文言を入れさせていただいております。

こういったポイントを御説明させていただいた上で、資料4の新旧対照表についてどこが変わっているのかを中心に説明をさせていただきたいと思っております。

横表の資料4の2ページ目でございます。特に大きい修正があるところは赤文字で示させていただいておりますが、この資料につきましては全て公用文の用字用語の変更でありますとか、年度が新しい年度になる、法律名の表記方法の修正でございます。

3ページ、2番の上のところは年度の修正でございますが、その下の「及び四島交流等事業に要する備船・運航に係る経費」、これは1%の経費効率化から外しておりますが、14年間の備船契約という固定経費のために除かせていただいているものでございます。

その下、削除が2つございますが、上のほうにつきましては、今回整理合理化計画の凍結がございましたので、削除をさせていただいたものでございます。

下のほうの削除につきましては、平成22年度末に定員を18名から17名に1名削減させていただきましたので、削除させていただいたものでございます。

4ページ、一番上の削除の「平成20年度内に札幌事務所を移転すること」でございます

が、既に札幌事務所は20年10月に実施済みでございますので、削除をさせていただきます。

その次の『「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月)を着実に実施する」とございますが、これにつきましては、新たに「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」が閣議決定されたために、このような変更をしたものでございます。

下の「また、引き続き、一者応札の縮減のため、十分な公告期間の確保や、新規参入者を考慮した仕様書の見直しなどを図るものとする」、これまでのこの分科会においても指摘されたことを踏まえるということと、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」におきまして、一者応札・応募についての言及があったために追加させていただいたものでございます。

その下の「保有する北方領土返還運動のための啓発施設」云々という文言がございましたが、これにつきましては国民世論の啓発のほうに移動させていただいたものでございます。

その下に加筆してございますが「内部統制については、更に充実・強化を図るものとする」以下のくだりにつきましては、勧告の方向性での指摘を受けましたので、入れさせていただいたものでございます。

5 ページ、3 番の(1)の「今後は以下の取組を行うことにより効率的・効果的に啓発事業を進めていくものとし」という文言がございますが、これにつきましても勧告の方向性での指摘を踏まえて入れさせていただいたものでございます。

その下の「また、返還要求運動を強化するため、民間企業と連携した啓発活動についても検討するものとする」の部分につきましては、今般、平成25年度予算要求におきまして、いわゆる北方領土返還要求運動の裾野拡大を図るために、民間企業を巻き込んだ啓発活動を検討するための予算を要求しております。これを検討していくためにこのような修正をさせていただいたものでございます。

6 ページ、まず、上のほうの赤い部分「や、実施事業の啓発効果について前中期目標期間に」というくだりでございますが、これにつきましては、勧告の方向性での指摘を受けてこのような挿入をしたものでございます。

なお、3 行目に「新たな指標も活用」とございますが、これにつきましては、現中期目標で指標を検討することになっていたために、次期中期目標では「活用」とさせていただいているものでございます。

②の「なお、事業実施に当たっては、研修会等へ参加した青少年の事後活動を推進、支援することなどによって、返還要求運動への継続的な参加について工夫するものとする」の部分につきましても、勧告の方向性での指摘を受けて加えたものでございます。

一番下の「同会議による成果の測定に当たっては、前中期目標期間に検討した指標の活用も図っていくものとする」の部分につきましては、現中期目標で指標を検討することに

なっていたために、次期中期目標では「活用」とするものでございます。

7ページ、一番上の「③ 北方領土問題にふれる機会の提供」の部分につきましては、勧告の方向性での指摘を踏まえて入れさせていただいております。

その下のほうでございますが「政府から、次代の四島交流事業に関する在り方について方針が示された際には」というのは、先ほど説明いたしました、組織・業務の見直し案にも入っておりますので、これに基づく修正でございます。

その下の削除については、既に「えとぴりか」は就航しておりますので、この部分については削除をさせていただいております。

8ページ「その活用状況を把握する等」でありますとか、その下の「次回調査研究テーマ、方法、活用策を検討し」という部分でございますが、これまで実施した調査研究といえますのは、北対協のホームページで公開するなど、いろんな多くの人に活用されるよう取り組んできたところでございますが、実際にどのように活用されているのかについて把握して、次回調査研究テーマや方法、活用等について検討するというところで、このような修正をさせていただくものでございます。

それ以下の部分については、全て公用文の用字用語の変更でありますとか、法律名の表記方法の修正でございます。

9ページ、一番上の「融資資格の承継」の部分については、勧告の方向性での指摘を踏まえてこのような文言を入れたものでございます。

その下、これは赤になっておりませんが「また、以下の措置を継続して実施する」の部分でございますが、これにつきましては既に実施しているということで、引き続き実施するためにこのような文言を修正させていただいたものでございます。

その下の、これも赤字になっておりませんが「・法人資金の貸付を停止すること」とございます。もともと「平成20年度当初から」とありましたが、法人資金につきましては平成20年度当初に貸し付けを停止しておりますので、引き続き停止することがございまして、このような削除をしたものでございます。

その下の「住宅資金」のくだり、括弧書きもございしますが、この部分につきましては、平成23年度の業務方法書の変更の際に、住宅関連資金の統合を行ったために、それに合わせて文言を修正したものでございます。

削除が2つございますが、2つともに23年度に実施済みでございますので、削除したものでございます。

10ページ、まず上のほうの「当該予算の範囲で有効かつ効率的な業務運営を行うこと」の部分につきましては、勧告の方向性での指摘を踏まえて修正したものでございます。

一番最後の「また」以下、ロシア語の習得に努めること等と、その職員の採用についての記述でございますが、これにつきましては当分科会での御意見を踏まえて追加したものでございます。

以上でございます。

○上野分科会長 ありがとうございます。

それでは、委員の先生から中期目標につきまして何か御意見、お気づきの点、あるいは質問等がございましたらお願いしたいと思います。

○石川委員 6ページが一番下の成果指標の活用なのですが、これは具体的にはどのようなものを今、考えていらっしゃるのでしょうか。「前中期目標期間に検討した」ということなので、どのようなものであったかを教えていただきたいと思います。

○上野分科会長 ちょっと調べる時間が必要なもので、そのほかにございませんか。

石川先生、続けて何かございますか。

○石川委員 多分、我々がこれを評価することになると思われます。これを政独委が勧告に入れているということは、この点が評価の主眼になると思われますので、どのような評価をすればいいのか確認というか、指標を事前に見させていただきたいと思います。

○上野分科会長 それについての御説明はちょっと資料等が必要ということですので、ほかの点で何かございますでしょうか。

どうぞ。

○大隈委員 9ページになるのですが、今回言われていることもあって、融資メニューの見直しを検討されると思うのですが、実際に「事業結果の把握・分析・検証を行う」ということは、現時点で何か具体的な内容等が見えているものなのでしょうか。それとも今からゼロの段階から御検討を始めるということなのか、ちょっと教えていただきたいのですが。

○吉住参事官 まだ現時点で具体的にこういうものをするということが決まっているわけではないです。こういう指摘をかなり、特に総務省の独法の委員会から受けましたので、こういう文言を書かせていただいたと思っております。

ただ、現在低利融資制度については、特に元島民、旧漁業権者からもいろんな意見をいただいておりますので、もちろん、こう書くのですが、我々としても特にそういった要望を踏まえて、低利融資制度について実際の実態調査みたいなものはやらなければいけないと思っておりますので、現時点で具体的なものがあるわけではないのですが、今回の中期目標の期間中に、これは北対協だけでなく北方対策本部も一緒にやらなければいけないと思っておりますが、そういうものは実施しようと思っております。

○上野分科会長 ほかに何かございますか。

それでは、先ほどの石川先生の御質問に関してお願いします。

○山崎事務官 大変失礼いたしました。

今の中期目標期間に検討した啓発事業の新たな指標についてということなのですが、北対協のほうで啓発事業の参加者に対して今まで県民会議等がやっている啓発イベントなどがあるのですが、各県今までばらばらにやっていて、アンケートをやるにしても各県によって温度差が多少ある。そういったところを北対協がもっと音頭をとって、各都道府県統一的なアンケートを実施することをまずは考えています。

それで事業効果を把握しようということですが、そのアンケートの中の具体的な指標としては、参加者の性別だとか年齢、参加経験、そういったものを分析指標として入れ込みたい。どういうイベントなのか、オープンイベントなのか、初めに参加者を募ってやるイベントなのか。それも一つの指標だと思うのですが、そういったことを複合的に分析して、こういった事業にはこういうものが有効だとか、そういったことを分析しながら次の事業につなげていく。そういったことを考えております。

○上野分科会長 ありがとうございます。

ほかに何かありますでしょうか。あるいはこの新しい第3期中期目標（案）に明確には書かれていないけれども、新たにこういうことはどうであろうかとかそういうことはございますか。

どうぞ。

○渡邊委員 今のお話に関連している内容なのですが、啓発活動の従来之母体といえますか、各都道府県に県民会議があるわけですね。私の知っている範囲では、県の担当者の数だとか、県民会議の在りようだとか、みんなそれぞれ県の事情によって違うわけですね。その辺は別に統一しろとかそういうつもりはさらさらないので、何か県によつての濃淡とか、担当者も地方公務員ですから人事でどんどん変わるわけだし、次から次へと変わっていくということもありますので、いわゆる県民会議のレベルでの、何かレベルアップという変な言い方ですが、国民の啓発を測定してあげることもさることながら、それを指導している、あるいは担当している県レベル、あるいは市町村レベルかもしれませんが、そういう人たちの強化みたいなものというのは余り必要ないのでしょうか。

そういう感じを一つ持ったので、その辺の濃淡は実際に北対協の担当者の方は皆さんいろいろ御存じかと思うのですが、そういう人たちの間での後継者もいなくなってしまうと困っているということもちらほら伺いすることもあったので、参考までに申し上げました。

○上野分科会長 今の件につきましては、いかがですか。

○吉住参事官 今、先生がおっしゃられたように、その活動については、まさに県民会議によって濃淡がある状況でございます。

したがいまして、今、先生から御指摘がございましたけれども、当然のことながら、全体に日本全国押しなべてしっかりと、ここに記載しているような啓発活動を行うよう、今、御指摘をいただいた点は十分踏まえて、今後、県民会議そのものの活性化も含めて、北対協としっかりと今後検討していかなければならないテーマと思っております。

○上野分科会長 ありがとうございます。

ほかに何かございますか。

どうぞ。

○大隈委員 7ページの四島との交流事業の実施についてなのですが、先ほどゴールデンウィーク明けにも政府から出たことに従っていくということはおっしゃっていたのですが、

特にここまでの中期計画のところ、後継船舶ということで「えとぴりか」が出てきたと思うのですが、「えとぴりか」にしても、場合によっては自前で持つ必要はないのではないかとこともあったかもしれませんが、やはり持って有効活用するという事だと思うので、そうであるならば、いろいろ方針は示されると思うのですが、こちら独自でこういうことに使えたらいいとか、そういうビジョンか何かを持っていらっしゃるのかどうかというのをお聞きしたいのですが。

○吉住参事官 ちょっと私の説明が悪かったかもしれないのですが、もちろん今、先生が御指摘されたような「えとぴりか」の有効活用というのは当然我々も必要だと思っております、例えば来年度の概算要求におきましても「えとぴりか」は冬の間は基本的に使わないので、広島のリックに戻す際に、特に北方四島にゆかりの函館でありますとか、非常に元島民がおられる富山県であるとか、要は根室から戻るときにいろんなゆかりのところに寄って「えとぴりか」と抱き合わせで啓発活動をするとか、当方の山本大臣も非常に「えとぴりか」を使った啓発活動に熱心でございます。「えとぴりか」は基本的には北方四島交流事業に使うのですが、それ以外の時間についてなるべく若い人の研修に使うとか、あるいはこれはかなり政治マターでございますが、今回新しく当選した衆参の、これは新聞にも出ておりますが、100人ぐらいの新人の議員がいるのですが、そういう人たちを根室のほうに連れて行って「えとぴりか」に乗せて、より領土問題の大切さを知ってもらうとか、そういうことを実際に今、動かれています。

そういう話は当然やっていくというのですが、ここに書いてあります四島交流の見直しというのは、北方四島交流事業、いわゆるビザなし交流と言われている事業を実はどう見直すかということで、ある意味ではかなりルーチン化してきているという指摘もあって、この四島交流事業の目的はあくまでも、今いろんな領土交渉を外務省はやっていますが、将来のロシアとの間の環境整備に資するためにやっていくものなので、その目的と大分かけ離れて、例えば今までは対話をいろいろやっていたのが単なる視察中心になっているとか、あるいはホームビジットも同じような家庭ばかりがやっているとか、さらに申し上げると参加者も同じような人がいつも参加しているとか、実際形骸化してきているような面があって、これはいろんな人から、国会議員もそうですし、元島民の方もそうですし、各方面から御批判も受けておりますので、この際新しい「えとぴりか」が就航しましたので、四島交流事業そのものをより戦略的なものに見直すということで議論し、なおかつ春頃までにまとまれば、四島交流事業の実施主体は、もちろん北方同盟も道推進委員会もやっておりますが、北対協がほとんど中心ですので、当然次期中期目標の期間は四島交流事業も北対協の重要な業務の中心で、見直し案を今のところでは大体何年間ぐらいかけて見直ししていくということがございますので、中期目標でも重要な柱になりますので、ここに書き込ませていただいているという趣旨でございます。

私の説明が先ほど舌足らずでございました。

○山崎事務官 一つつけ加えさせていただいてもよろしいでしょうか。

政府としても20年四島交流をやってきて、向こうの環境の変化だとかロシア側の極東に対する目とか、そういったものが変わってきているのを十分に感じています。その中で、先ほど参事官が視察中心になってきたとかという変化をお話しになったのですが、それも我が方だけで四島でのプログラムを決めているわけではなくて、いわゆる民間交流ですので、四島側の代表と我が方、北対協だとかが中心となった全体の会議の中で決まるのです。

なので、先方もあることですので、全てが全て変えられるわけではない中で20年間やってきて、日本側が政府として四島交流を変えるべきところは変えて、良いところはそのまま残して、北方領土問題の解決にはどうすればいいのだろうという方針を今、考えている。実際に実施をするのは北対協ですので、四島側の都合でももちろん、うまくいかないところもあるのですが、北対協には政府の方針に沿うにためはどういう手法があるだろうかということを検討してもらいたい、それで目標にこのような書き方で入れているということでございます。

横から失礼しました。

○上野分科会長 どうぞ。

○渡邊委員 四島のビザなし交流の意義は過去いろいろあったわけですね。それでゴルバチョフのときにやろうということで、日ロ間での合意に達したという、これは画期的なことだったわけですね。それが今、時間がたってどうも質的にもいろいろ変わってきたという御指摘だったのですけれども、一方、ロシア側のほうでもこれに対する受けとめ方というのが微妙に変わってきているのではないかと思うのです。初期のころは恐らくロシアの経済事情も悪くて、日本に来て高速道路を見たり、いろいろな近代的な都市を見て驚いて帰ったとか、改めて日本への認識を変えたとか、そういうことはいっぱいあったわけですが、そのうち、先ほども出ましたが、同じロシア人が同じようなところを見て、買い物ツアーになってしまっているのではないかみたいな話も一部にあったりするわけです。

ロシア側が、四島に住んでいる人たち、あるいは州単位、国家単位で四島の事業を今どう見ているのかというようなものの、公式的な見解もあろうかと思いますが、できたら本音ベースのものを何とかこちらとしても得られたら、日本側がまた見直す上での作業に役立つのではないかと思うのです。

○吉住参事官 御案内のとおり、受け入れのほうについては、外務省のほうがちょうど担当なのですが、ただ、この見直し案につきましては、外務省さんにも当然入ってもらって検討しておりますので、今、先生がおっしゃられた点も十分外務省には伝えつつ、まださらにいろんな意見があってもなかなかまとまらないところがあるのですが、十分そういう点も伝えさせていただきたいと思います。

○上野分科会長 そのほかに何かございますか。

○渡邊委員 もう一ついいですか。

今のビザなし交流の、これは拡大解釈という言葉がいいかどうかはわからないのですが、そういうものからもう少し何かコンセプトを変えて、経済的な面での何かとかそういう話

は出ていないのですか。いかどうかは別ですが。

○上野分科会長　どうぞ。

○吉住参事官　経済的な話になりますと、今、特に外務省も経済面での交流については、政府部内のコンセンサスが得られていませんので、そういう拡大解釈的なところまではこの議論では出ていないです。

しかもそういう話になりますと、実際今までのロシアとの関係をかかなり変えるというか、そういう話になりますので、そこはなかなかコンセンサスが得られていない以上、そこまでの議論は難しいと思います。

○渡邊委員　わかりました。

○上野分科会長　ほかに何かございますか。

どうぞ。

○山崎事務官　先ほどの四島交流の拡大の経済交流の件なのですが、もちろん政府としても一度そういう話は、民主党政権になった2年ぐらい前にすごく盛り上がってやってはいたのです。こちらからロシア側に考えていこうと提案はしていたのですが、その考え方の基本にあるのは四島が日本に返ってくるために経済交流という手段が有効であるならば、プラス日本の法的立場を害さない方法であるならばという、とても重い足かせがついておりまして、それを打破するような、日本の法的立場を害さないで四島が返ってくるような経済交流という手段がまだ見出し切れていないですし、ロシア側としてもそういったものに乗ってはこない。だんだん関係者の中でも経済交流をやった方がいいのではないかという声は最近では薄れてきている状況でございます。

○上野分科会長　ほかに何かございますか。

私のほうから幾つかございますけれども、勧告の方向性の中でも提起されていて、この中期目標の（案）の中にも今回赤字で反映されている部分なのですが、一つは6ページの上のほうに書いてある「複数の視点から多角的に国民の関心度を測定・分析した上で、啓発事業の改善に資するものとする」ということなのですが、この文言を素直に読めば世論調査ということがすぐに思い浮かぶわけですが、先ほどの御説明の中では北対協が必ずしも世論調査をやるという話ではないということで、例えばオープンスペース等でいろいろなアンケートをやるというのは、これまでもアンケート等はやってきているわけですが、そういった形で、必ずしも北対協に世論調査をするように求めるものではないということで、そこはわかりました。

実際確かに世論調査は意外と経費がかかるものだと思うのですが、昨今は北方領土よりはむしろ尖閣とかそちらのほうがにぎやかな感じなのですが、役所のほうで領土問題、あるいはロシアとの平和条約締結問題あるいは北方領土問題とか、そういう関係の世論調査をやるのかそういう予定はございますでしょうか。

○吉住参事官　世論調査についてはちょうど5年前にやっております、当然我々もできればやりたいということで、ただ、やるのは政府広報室が窓口でございますので、そちら

のほうにやりたいという要望を出させておりましたが、実際にそれを採択してくれるのかどうかはまだ未知数という段階でございます。

○上野分科会長 それとの関連でございますけれども、他方で北対協では調査研究ということ以前からずっとやっておるわけなのですが「複数の視点から多角的に国民の関心度を測定・分析した上で」というこれと、北対協が独自にこれまでやってきている調査研究というのを結びつけて、例えば調査研究の中にこういう形で、世論調査そのものは今、役所のほうにお願いしてやっていただくにしても、その結果を踏まえて分析し、啓発事業の改善に資するという方向で、北対協の調査研究の中でこれを結びつけるというか、そういう考え方があっていいのではないのでしょうか。つまり、調査研究とここの部分が離れたところに書いてあるわけですが、実際にはそこが中身的には結びつけてやるべきことなのかなと思いました。調査研究とはまさに分析ということに当たるかと思うのです。

それから、次の問題ですが、これも勧告の方向性にありまして、7ページに出てきている「ICTや民間企業のノウハウを活用し」云々のところで、これも先ほど申し上げた「国民の関心度を測定・分析」と若干関連するのですが、北対協さんはホームページをお持ちになっているわけですが、ホームページを利用する人たちは、恐らくコンピューターあるいはインターネット環境をそもそも使うことができることが基本的にまず条件になっておりますから、その段階である程度限定されるでしょうし、さらに北対協のホームページを見るということであると、例えば学生さんであるとか、ジャーナリストであるとか、あるいはお役所関係の人であるとか、かなり限定はされると思うのですが、ホームページの中で、例えばウェブアンケートのようなものをするやり方もそれほど大きな費用をかけずにやることのできるのかなと思います。ホームページは広報ということで、ホームページの中にPDFファイルで、例えば調査研究の結果の論文とかペーパーが張りつけられていたりしているわけですが、逆にホームページを使って、それを見ている人がどういう考えでいるのかということ、見ている人皆さんがウェブアンケートみたいなものに答えてくれるかどうかというのは甚だ疑問ではあるのですが、そういうやり方である程度国民の世論というものを調べることはできるのかなと思いました。

ですから、その辺のところを、書きぶりについてはこれでいいと思うのですが、具体的なところにおろしていくときにそういうことを考えていく必要があるのかなと思います。

それから、これまでのところ、勧告の方向性のところにも書かれていないことなのですが、私が個人的に日頃から思っていることなのですが、基本的に北対協の啓発事業というのは国内向けでやっているわけですが、今後この中期目標の5年間というタイムスパンの中でそれだけでいいのかということが一つあるかと思えます。この中期目標というのは、平成25年～29年の、西暦に直すと2013年～2017年で、プーチン大統領は昨年大統領になりまして、とりあえず1期6年になっておりますので、18年の5月までということなので、プーチン大統領の1期目が丸々中期目標の時期に入っているわけなのです。プーチン大統領本人は2期連続でやる気満々かもしれないのですが、昨今必ずしも体調が万全ではない

という話もいろいろ出てきているのですが、恐らく彼はそれなりに力のある大統領だと思いますし、これまでのところ彼自身がある程度知日派であるということもありますので、そういう意味で言えば、第3期中期目標の時期というのは日露関係にとってかなり重要な時期になるのではないかと思います。

もちろん外交は外務省がやることですので、それをどういう形で、例えば北対協とかが水面下でというか側面で支援できるかということになるかと思うのですが、一つは国内向けのみならず対外的に何かできないかということなのです。

もちろんロシア相手と考えるだけではなくて、例えばアメリカですとか西ヨーロッパの日本と近い関係にある国々の支援といいますか理解というか、そういうのを含めると、例えばホームページの一定部分は英語でつくって行って、日本の立場とか、あるいは北対協さんがやっていることについて知ってもらおうというか、そういうことも将来的に考えていかなければいけないのではないかと思います。

新しい大臣が内外に向けてということも言っておるということを知りましたのでけれども、そういうことを考えると、もちろん北対協がやれることは当然限りがあるわけですが、例えばホームページの一定部分を英語化するとか、あるいは英語のパンフレットをつくっていくとか、そういったことも含めて、それほど予算をかけずにそういうこともできないのかなと思いました。

その辺を少し、どういう形で中期目標に入れるかどうかは難しいところがあるのですが、これまで国内中心であったわけで、それはそれで国内中心でやっていくことについては変わらずこれからも努力願いたいわけですが、少し外に向けても何かできないのかなということで、多分この第3期中期目標は、繰り返しになりますが、非常に重要な時期なのかな、ひょっとしたらこの時期を逃すとまた難しい状況になるかもしれないというようなこともあります。相手がロシアですのでそう簡単に話は進まないわけですが、北対協の中期目標としても何か新しい工夫を入れていけたらと思いました。

○吉住参事官 初めの2点ほどの御指摘については、十分上野先生の点を踏まえてやっていこうと思っています。

海外広報につきましては、大変申しわけないのでございますが、内閣府でいえば政府広報室がやっていますし、北対協がこれをやろうと思いますと法律改正が必要になる。さらに申し上げますと、海外広報、特にロシア、北方領土問題については外務省がやっておりますし、先ほど大臣の話が出ましたが、あれは新しくできた領土対策室がございまして、内閣官房に設置されておりますが、そちらのほうで海外広報をやっていくということでございますので、大変申しわけないのでございますが、北対協でやるというのはちょっと難しい。

ただ、今、先生がおっしゃられましたように、例えば北対協のいろんなものの英語訳をするものをつくるとか、特に私も今のセクションに来たときに、オーストラリア大使館の方が来られて、北方対策本部とはどういう仕事をやっているのだということで来られたと

きに、うちは全く英語のパフレットもなく、通訳を介して日本語のパフレットを渡して説明したのですが、そういうときのために資するような、例えば北対協のところで英語訳の北方領土問題とはどうだというようなパフレットをつくったり、そういうことはできると思いますので、そういうことであれば、どこかに英訳のパフレットをつくるのか、そういうことぐらいなら何とか書き込めるとは思います。海外広報をやるとなると、それは大変申しわけないのですが、法律上も北対協の所掌、北方対策本部の所掌を超えてしまいますので、そこは御容赦をいただければと思います。

○上野分科会長 よくわかりました。

私が最後の部分について申し上げたかったことは、具体的な事例としてはホームページの英訳ということですので、法律に触れない範囲で御要望を申し上げたつもりです。

○吉住参事官 そういう点は工夫させていただきたいと思います。

○上野分科会長 そのほかになにかございますでしょうか。よろしいでしょうか。

もし、今日お帰りになってから何かお気づきの点あるいは御質問等がございましたら、事務局のほうにお寄せいただけたらと思います。

本日出ました意見で中期目標に反映させる部分が文言の点である場合には、事務局のほうと私のほうとでやりとりさせていただいて、近々19日にございますので、またそのときということになるかと思いますが、そういうことでよろしいでしょうか。

それでは、次に今後の予定について、連絡をお願いします。

○山崎事務官 ありがとうございます。

担当者として一言なのですが、今日、本当にいろいろな御意見をいただいてありがとうございました。お話を聞いている中で、北対協にどうやっていくということよりも、内閣府としてもできることはたくさんあるなど、先ほどのホームページの英訳などちょっと耳が痛いなど思いながら聞いていたところなのですが、北対協にやってくださいと言う前に内閣府も頑張りたいと思いますという決意だけ先に述べさせていただきます。

今後の予定なのですが、資料5をご覧ください。

本日、網かけになっております2月14日木曜日に分科会がございまして、裏では総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会の北対協を担当しております第5ワーキンググループも行われております。そこで事務方の中では今日先生方にご覧いただいたもので了解をとっておりますので、問題はないかと思います。

2月19日、来週の火曜に親委員会がございまして、今日の議論を踏まえ、もう一度他の先生方と一緒に見ていただければと思います。

2月22日に、融資関係なのですが、農林水産省の独法評価委員会水産分科会がありまして、こちらで融資部分について御審議いただきます。全てで承認が得られましたら、主務大臣つまり内閣総理大臣と農水大臣から財務大臣に協議をかけた上で、またそこで了解が得られれば主務大臣から法人に対して、この目標に沿って中期計画をつくるようにという指示を出すこととなります。それを受けて、北対協が中期計画を理事長決定でいたします。

それを主務大臣が認可をすることになるのですが、そのときにまた委員の先生方の御助言をいただくことになっておりますので、3月12日火曜日、約1か月後ですが、もう一度ここにお集まりいただいて、第3期中期計画につきまして御審議いただきたいと思います。

先ほどいただいた御指摘などは、中期計画というよりは単年度の年度計画のほうに落ちていくようなところもあるのかなと思いつつ聞いていたのですが、また事前に資料をお渡しして活発な御議論をいただきたいと思っておりますのでお願いいたします。

メーンは中期計画なのですがすけれども、毎年あります今年度の事業評価のための項目別総合評価の決定だとか、貸付利率の変更に伴う業務方法書の一部変更ですとか、長期借入金償還計画の承認だとか、盛りだくさんの議題になっておりますので、お知り置きください。

3月15日、ちょっと間が短いのですが、もう一度内閣府の親委員会がありまして、そこでも中期計画が了承されれば内閣府としてはこれでいいと。

農水省のほうでもまた計画を見ていただくのですが、持ち回りで開催されると聞いております。

また委員の先生方から御意見があつて、調整が終わりましたら主務大臣から財務省に協議をかけまして、そこで協議が調いましたら中期計画を認可して、北対協の25年度からの事業がスタートする形になっております。

先生方には2月、3月でいろいろ御足労とお手数をおかけするのですが、引き続きよろしくお願いいたします。

○上野分科会長 ありがとうございます。

本日予定された議題は全て終了いたしましたので、分科会についてはこれで閉会とさせていただきます。

本日は御多忙の中、長時間にわたり、御審議をありがとうございました。